

(02) 事業主の要件

特例事業主・・・新型コロナウイルス感染症の影響により休業等を実施する事業主で、令和2年1月24日から令和4年11月30日までの間に初日がある判定基礎期間に行われる休業等を実施した事業主

設問番号	設問	回答
02-01	雇用保険の適用事業所設置後1年未満の事業主は対象となりますか。	○ 生産指標を前年同期と比較できる事業主が対象であり、雇用保険の適用事業所設置後1年未満の事業主は前年同期と生産指標を比較できないため支給対象となりません。売上高又は生産量等の事業活動を示す指標を比較する前年同期3か月間において、雇用保険の適用事業所であり労働者を雇用している必要があります。
02-02	風俗関連事業者ですが助成対象となりますか。	○ 令和5年4月1日以降の判定基礎期間からは、新型コロナウイルス感染症の特例事業主であったか否かにかかわらず、当面の間、風俗関連事業者であっても助成対象となります。
02-03	以前、雇用調整助成金を受給したことがあります、再度受給できますか。	○ 通常の場合、過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主は、前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していない場合は助成対象となりません。ただし、特例事業主としての対象期間の満了後に新たな対象期間を始めて助成金の支給を受けるときは、対象期間の満了日から1年ではなく、特例事業主としての対象期間における最後の休業等の実施日を含む判定基礎期間末日の翌日から起算して1年を経過していることが要件となります。
02-04	労働保険料の未納や労働関係法令違反で不支給要件に該当していますが、従業員の雇用維持のため雇用調整助成金を利用できませんか。	○ 利用できません。
02-05	生産指標や雇用量は前年同期と比較しますが、具体的にどの期間を比較するのでしょうか。	○ 比較方法は次のとおりとなります。  方法1：判定基礎期間の初日が属する月の前月からさかのぼった3か月間と、その前年同期 方法2：判定基礎期間の初日が属する月の前々月からさかのぼった3か月間と、その前年同期  例：判定基礎期間初日が令和5年10月の場合 方法1：令和5年7月～9月の生産指標と、令和4年7月～9月を比較 方法2：令和5年6月～8月の生産指標と、令和4年6月～8月を比較  なお、生産指標と雇用量を比較する期間は同一のものである必要があります。 例えば、令和5年7月～9月と令和4年7月～9月での生産指標を比較した場合、同一期間(令和5年7月～9月と令和4年7月～9月)で雇用量を比較することになります。 ただし、生産指標(売上げ等)の締めが暦月以外に依っているは、雇用量を比較する期間と同一である必要がありません。 例：判定基礎期間の初日が令和5年10月であり、令和5年6月21日～7月20日、7月21日～8月20日、8月21日～9月20日の3か月と前年同期で生産指標を比較する場合、雇用量要件はあくまで暦月で考えるため、直近の7月1日～31日、8月1日～31日、9月1日～30日の3か月で雇用量要件は比較することになります。
02-06	生産指標として、売上高や生産量のほか、どのようなものが該当しますか。	○ 生産指標は、雇用の変動と密接に結びつく指標が含まれ、個別に判断するものです。例えば、宿泊業であれば「客室の稼働率」「客数」、建設業であれば「工事請負契約数」、造船業であれば「手持工事量(受注残高)」や「操業量」、労働者派遣事業であれば「労働者派遣契約の件数」や「就業中の派遣労働者の数(休業中の者を除く)」なども含まれますので、管轄の労働局やハローワークにお問い合わせください。
02-07	労働日が不確定な業種(添乗員等)の事業主についてはどのように取り扱われるのですか。	○ 昨年同時期のシフトや直近月のシフト等に基づいて労働日の設定を行い、それに基づき休業日を決め、休業手当を支払うこととしている場合は助成対象としています。
02-08	NPO等で職員等の賃金に公費が支払われている事業主についてはどのように取り扱われるのですか。	○ 交付金や委託費等により、地方公共団体から明確に人件費が支払われている労働者については、休業手当の支払い等事業主における負担がないことから、雇用調整助成金の対象とはなりません。しかしながら、自前事業による収入から賃金を支払っている労働者については、要件を満たせば雇用調整助成金の対象となる可能性があります。 その確認については、公費等に係る精算書類等で確認させていただきます。
02-09	NPO等の生産指標についてはどのように考えればよいのでしょうか。	○ 生産要件の指標については、雇用量の変動と相関が高い指標としており、業種等により個別に判断するものです。例えば、会費、寄付金は、通常、雇用量の変動と相関関係が高い指標とは言えませんが、一般的には書籍等の販売売上や講演会やイベントの実施数の減少等、労働者の業務量への影響が高い指標が該当すると思われます。 なお、労働者の主たる業務が会費・寄付金を集めることであって、景気の悪化により会費・寄付金が集まらないことを想定し、当該労働者を休業させる場合等、例外的に生産指標に該当することがあり得ますので、その際はご相談下さい。

(02) 事業主の要件

特例事業主・・・新型コロナウイルス感染症の影響により休業等を実施する事業主で、令和2年1月24日から令和4年11月30日までの間に初日がある判定基礎期間に行われる休業等を実施した事業主

設問番号	設問	回答
02-10	派遣先企業が派遣契約を解除し、派遣元に休業手当相当額の損害賠償を行った場合、派遣先企業は助成金の対象となりますか。また、派遣元は派遣先から損害賠償を受けても、助成金の対象となるのですか。	○ 派遣労働者については、派遣労働者と雇用関係にある派遣元事業主が助成金の対象となるものであり、派遣先事業主は対象となりません。また、派遣先が派遣元に休業手当相当額の損害賠償を請求したか否かが、派遣元事業主に対する助成金の支給の有無に影響を及ぼすことはありませんので、そのような場合でも派遣元事業主は助成対象となり得ます
02-11	労働者が0人でも、申請できますか？	○ 助成金を受給する事業主の要件として、申請時、支給決定時に雇用保険適用事業主であること(雇用保険被保険者を1人以上雇用する事業所の事業主)がある必要があります。
02-12	新型コロナウイルス感染症の特例事業主として、労働関係法令違反で不支給要件に該当していたものの特例で助成金の支給を受けていました。令和5年4月1日からどのような扱いになるのでしょうか。	○ 経過措置期間末日である令和5年3月31日の翌日より、特例により受給していた判定基礎期間の累計日数を雇用調整助成金に係る不支給要件に該当する期間として追加します。  例：労働関係法令違反による送検日が令和2年4月1日、特例により2の判定基礎期間(令和2年10月1日～10月31日、令和2年11月1日～11月30日)の支給を受けていた場合  特例により受給していた判定基礎期間の累計日数は61日のため、令和5年4月1日から61日(令和5年5月31日まで)の間(支給を受けることができない期間)に雇用調整助成金の支給申請をした場合又は支給(不支給)決定が行われた場合、不支給要件に該当するものとして不支給となります。 ※判定基礎期間の初日が令和5年3月31日以前にある休業等については、支給申請日や支給決定日が「支給を受けることができない期間」にあっても、支給対象となり得ます。
02-13	新型コロナウイルス感染症の特例事業主として、不正受給により不支給要件に該当していたものの特例で助成金の支給を受けていました。令和5年4月1日からどのような扱いになるのでしょうか。	○ 経過措置期間末日である令和5年3月31日の翌日より、特例により受給していた判定基礎期間の累計日数を雇用調整助成金に係る不支給要件に該当する期間として追加します。  例1：不正受給による本来の不支給措置期間が平成30年6月1日から令和3年5月31日まで、特例により2の判定基礎期間(令和2年10月1日～10月31日、令和2年11月1日～11月30日)の支給を受けていた場合  特例により受給していた判定基礎期間の累計日数は61日のため、令和5年4月1日から61日を本来の不支給措置期間に追加し、令和5年4月1日から令和5年5月31日までの間(支給を受けることができない期間)に雇用調整助成金の支給申請をした場合又は支給(不支給)決定が行われた場合、不支給要件に該当するものとして不支給となります。 ※判定基礎期間の初日が令和5年3月31日以前にある休業等については、支給申請日や支給決定日が「支給を受けることができない期間」にあっても、支給対象となり得ます。  例2：不正受給による本来の不支給措置期間が令和元年6月1日から令和6年5月31日まで、特例により2の判定基礎期間(令和2年10月1日～10月31日、令和2年11月1日～11月30日)の支給を受けていた場合  特例により受給していた判定基礎期間の累計日数は61日のため、令和5年4月1日から61日を本来の不支給措置期間に追加し、令和5年4月1日から令和6年7月31日までの間(支給を受けることができない期間)に雇用調整助成金の支給申請をした場合又は支給(不支給)決定が行われた場合、不支給要件に該当するものとして不支給となります。 ※判定基礎期間の初日が令和5年3月31日以前にある休業等については、支給申請日や支給決定日が「支給を受けることができない期間」にあっても、支給対象となり得ます。